

平成18年4月から地域包 括支援センターができま した。

（地域包括支援センターの役割）

広野町の場合、保健師・主任ケアマネジャーが中心になつて、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

●介護予防事業のマネジメント

高齢者や家族に対する総合的な相談・支援

●被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援

●お問い合わせ先

*保健師 深澤 築子

*介護支援専門員
(ケアマネジャー) 鈴木 尚子

☎ 281-0151
広野町デイサービスセンター広桜荘

◆期間 平成18年8月2日(水)

～6日(日) 4泊5日
◆場所 山梨県山中湖村営山中湖キャンプ場

◆定員 日本人140名、外国人40名

◆対象 小学4年生～中学3年生

◆内容 富士登山、ワイルドゲーム、レクリエーション、テント設営、野外炊飯、アンダースターバリーピングなど

◆締切 平成18年7月7日(金)
先着順受付

◆費用 出発地により異なります

◆お問い合わせ・資料請求先 文部科学省所管

(財)国際青少年研修協会
☎ 03-3359-18421
FAX 03-3354-12207
メール info@ksk.or.jp
〒160-10004 東京都新宿区四谷2-11 大村ビル3階

平成19年度 第27回青少年国際交流 キヤンプ参加者募集

日本全国の青少年の皆さん、在日外国人青少年と一緒にキヤンプや富士登山をしませんか？

●役場からのお知らせ ● 「軽装(ノーネクタイ) 月間」の実施について

6月1日から9月30までの期間、職員の執務にあたってノーネクタイ、軽装を実施します。

政府が推進する「夏季の省エネルギー対策」の一環として、庁舎内の適正な室温管理と併せて、暑さをしのぎやすい服装としますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

危険物安全週間 平成18年 6月4日(日)～10日(土)まで

ガソリン、灯油、塗料など危険物は私たちの生活と密接に関わっています。しかし、その取扱いを誤ると大きな事故につながります。



あなたの家庭で使
用しているガソリン
や灯油の保管状況は
適正ですか。

●貯蔵又は取扱いの注意事項●

- ◆危険物を貯蔵するときは、子供や外部の者が容易に触れないように管理しましょう。
- ◆火気の周囲では、危険物の給油行為などの取扱いは絶対にやめましょう。
- ◆セルフサービス式のガソリンスタンドが最近増えています。ガソリンや軽油も引火しやすい性質をもった危険物です。決して火がついたタバコをくわえながら給油をしないでください。
- ◆スタンド等の給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器（例：ガソリンは金属製等）に入れましょう。

平成18年6月1日から 住宅用火災警報器の設置が義務 付けられます。



義務化の背景

- ◆住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めています。
- ◆住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- ◆住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- ◆新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- ◆既存の住宅 平成23年5月31日までに設置



- お問い合わせ**
- 富岡消防署 予防係 ☎ 22-2119
 - 檜葉分署 ☎ 25-2119
 - 川内出張所 ☎ 38-2119

※悪質な訪問販売等に十分注意してください。

平成19年度 広野町職員（資格免許職） 採用候補者試験のお知らせ

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員
保育士	若干名

2 受験資格

広野町職員（資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

（学歴は問いません。）

（5）日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（1）第1次試験
①教養試験（短大卒程度）
職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

（2）第2次試験
試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

（1）合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

（2）初任給は、本町の給料表によるが、

この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

（3）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けた者は受験できません。

（4）日本の国籍を有しない者

（5）成年被後見人又は被保佐人

（6）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けた者は受験できません。

（7）日本の国籍を有しない者

（8）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（9）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（10）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（11）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（12）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（13）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（14）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（15）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（16）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（17）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（18）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（19）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（20）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（21）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（22）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（23）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（24）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（25）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（26）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（27）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（28）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（29）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（30）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（31）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（32）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（33）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（34）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（35）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（36）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（37）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（38）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（39）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（40）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（41）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（42）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（43）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（44）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（45）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（46）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（47）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（48）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（49）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（50）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（51）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（52）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（53）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（54）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（55）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（56）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（57）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（58）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（59）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（60）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（61）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（62）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（63）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（64）本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を